

平成25年10月

FP知識シリーズ

プランニング必須の知識を学ぶ

年金編

◆ 法改正にともなう年金額等の変更についての修正対応版

平成25年10月以降の年金額等について、最新の数値に修正しています。

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

目次

最新データ更新ページ

本誌該当ページ	更新内容	ページ
P7	平成25年10月時点の老齢基礎年金の年金額および厚生年金の保険料率等の修正	1
P15	平成25年10月時点の厚生年金の保険料率および毎月の保険料額の修正	2
P17	平成25年10月時点の厚生年金の保険料率および賞与に対する保険料額の修正	3
P30	平成25年10月時点の老齢基礎年金の年金額の修正	4
P41	平成25年10月時点の加給年金額の修正	5
P48	平成25年8月より変更となった高年齢雇用継続給付における賃金と給付金額の上限値の修正(雇用保険関連)	6
P54	平成25年10月時点の遺族基礎年金の額の修正	7
P59	平成25年10月時点の中高齢寡婦加算の額の修正	8
P61	平成25年10月時点の各年金額の修正	9
P68	平成25年10月時点の中高齢寡婦加算の額(四捨五入後の概算値)の修正	10
P71	平成25年10月時点の障害基礎年金の額の修正	11
P73	平成25年10月時点の3級の障害厚生年金の最低保障額の修正	12
P88	日本年金機構HPのデータ引用による記述の修正	13
P98	平成25年10月時点の振替加算、経過的寡婦加算の修正	14

- 本書の全部または一部の複写・複製・転記載および電子データへの変換・ネットワーク上への入力等は、著作権法上の例外を除いて、禁止します。利用されたい場合は、事前に小社宛にご連絡ください。
- 小社調査データの使用については、小社への使用許諾が必要ですので、予めお問い合わせください。その他の各種調査データの内容・使用等の確認は、それぞれの出典元に直接お問い合わせください。
- 落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

年金の基礎



公的年金における国民年金と厚生年金の違いを体系的に理解し、具体的なアドバイスに役立てるためにQ&Aをしっかりと学習する。

1 年金早分かり

■国民年金と厚生年金の違い

	国民年金	厚生年金
加入する人は？	日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者・農業者・学生・無職の人など。20歳以上60歳未満の会社員・公務員などの配偶者(扶養されている人)など。	会社員、船員など(国民年金にも同時に加入する)
保険料はいくら支払うの？	1人一律月15,040円(平成25年度)。会社員・公務員等に扶養されている配偶者自身の負担はない	給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)の8.56%(平成25年10月分・本人分)を支払う
保険料の支払方法は？	納付書・振込・口座振替 クレジットカード	給与天引きで支払う
保険料は何年支払うの？	原則として20歳から60歳に達するまでの40年間	会社在职中(70歳に達するまで)。20歳未満の人も支払う
老後に受け取る年金は？	老齢基礎年金	老齢基礎年金と老齢厚生年金
いくらくらい受け取れるの？ (年額)	満額で778,500円(平成25年10月時点)。夫婦ともに満額を受け取れば約156万円。加入期間によって異なる	老齢年金の平均は約196万円(基礎または定額あり月16.3万円)(厚生労働省年金局、平成23年度厚生年金保険・国民年金事業の概況)
何歳から受け取れるの？	65歳から一生涯。60歳から繰上げ、70歳まで繰下げ可	当分の間60歳前半から支給されるが、段階的に65歳へと引き上げられる。70歳まで繰下げ可
年金額は変わらないの？	原則として名目手取り賃金変動率または物価変動率を基準として毎年度自動的に年金額が改定されるしくみになっており、物価上昇等の変動要因にも対応している	
照会先	市区町村役場	年金事務所

ここで、計算した賃金を7月10日までに算定基礎届として年金事務所に提出します。決定された標準報酬月額が9月から翌年8月まで適用されます。

なお、前年7月から6月までの平均と、原則通りに算定した標準報酬月額に2等級以上の差が生じる場合には、1年平均の標準報酬月額を適用することも可能です。

③ 随時改定

昇給などによって固定的賃金が変わった場合に、その変わった後3カ月の平均が従来の標準報酬月額の等級と比べて2等級以上の上下があった場合は、その翌月から新しい標準報酬月額が適用されます。

ここで求められた標準報酬月額に保険料率を掛けて保険料を算出します。

平成25年10月現在、一般の被保険者の保険料率は1000分の171.20なので、標準報酬月額20万円の人の保険料は3万4,240円ということになります。

これを会社と従業員が折半するので、それぞれの負担は1万7,120円ずつとなります。

■標準報酬月額計算例

平成25年1月入社	固定給	20万円
	変動給（見込み）	1万円
	通勤費	1万2,500円

この人の場合、見込みの月収は22万2,500円になるので、標準報酬月額は21万円以上23万円未満の14等級（22万円）ということになります。

この後、次のそれぞれの月の給与（通勤費等も含めた総支給額）が

4月	22万8,600円
5月	23万4,200円
6月	23万2,000円

であったとすると、この3カ月の給与の平均（23万1,600円）から導き出される標準報酬月額は24万円（15等級）となり、この額が原則として平成25年9月から平成26年8月までの標準報酬月額となります。

一方、10月に昇給があったとして、この後、次のそれぞれの月の給与（通勤費等も含めた総支給額）が

10月	26万8,500円
11月	27万5,200円
12月	26万9,000円

であったとすると、この3カ月の給与の平均（27万900円）から導き出される標準報酬月額は28万円（17等級）となります。この標準報酬月額が定時決定時の24万円（15等級）と比べて2等級以上の上昇があるので、月額変更の対象と

(3) 賞与にかかる保険料

平成15年3月以前は、賞与からの保険料の徴収は1%だけでしたが、平成15年4月からの総報酬制の導入により、賞与からも通常の給与と同じ料率で保険料が徴収されています。

計算の仕方は、支給された賞与の1,000円未満を切り捨てて標準賞与額を出し、そこに保険料率（17.12%）を掛けて計算します。

賞与が80万500円であるとする、

$$80万円 \times 17.12\% = 13万6,960円$$

となり、この金額を会社と従業員が折半することになります。ただし、1回あたりの標準賞与額の上限は150万円で、たとえこの額以上の賞与が支給されたとしても、150万円で計算します（保険料率は、平成25年10月現在で試算）。

●標準報酬月額の上限と給与

厚生年金の標準報酬月額の上限は、現在62万円です。

これ以上の給与を支給する場合は、給与額がいくら高くても保険料は62万円として計算されます。また、賞与に関しては1回の賞与は150万円が上限です。

したがって、たとえば年収が984万円の人の場合、12等分して給与を月額82万円として支給する場合（保険料は上限=62万円×保険料率、超えた20万円については保険料の対象とされない）と、毎月の給与を62万円、賞与を120万円（×2回）として支給する場合は、年間の収入が同じでも負担する保険料が異なってきます。この場合は12等分支給で給与を支給したほうが保険料の対象とされない分があるだけ安くなります。

しかし、保険料が安いということは、その裏返しとして老後に貰う年金額が少なくなるということを意味します。この点は十分注意して給与額を設定する必要があります。

9 スライド率

公的年金は、物価に応じて毎年年金額が改正される「物価スライド制」を採用しており、老齢・障害・遺族の各年金額の算出にはスライド率を使用します。

平成15年度におけるスライド率は0.991であり、平成16年度と平成17年度は0.988でした。平成18年度から平成22年度まで0.985でしたが、平成23年度については0.981、平成24年度については0.978となり、平成25年4月時点においても0.978です。

なお、平成25年度後半（10月～翌年3月）のスライド率は0.968となります。

3 老齢基礎年金の計算

老後の年金は、国民年金、厚生年金、共済年金のどの制度であっても、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことが必要です。

老齢基礎年金は、原則年金保険料を納めた期間が25年以上ある人が、65歳から受け取ることができます。

老齢基礎年金の満額は年額77万8,500円（平成25年10月時点）となっています。

これは20歳から60歳までの40年間、フルに保険料を納めた人が受け取れる年金額です。

保険料を納めた期間が40年間に満たない人は、その不足する期間に応じて減額されます。

加入可能年数は昭和16年4月2日以降に生まれた人は40年ですが、それ以前に生まれた人は生年月日によって異なります。

これは、昭和16年4月1日以前に生まれた人たちは、国民年金制度ができた昭和36年4月1日において、すでに20歳を過ぎていたために60歳になるまでに40年間保険料を納めることができなかったからです。

老齢基礎年金は次の算式で計算します。

■老齢基礎年金の計算式

$$\text{老齢基礎年金の満額の年金額} \times \left\{ \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{平成21年3月までの①} + \text{平成21年4月以降の②}}{\text{加入可能年数(昭和16年4月2日生以降は40年)} \times 12} \right\}$$

$$\text{①} = \left(\frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数} \times \frac{1}{3}} \right) + \left(\frac{\text{保険料} \frac{3}{4}}{\text{免除月数} \times \frac{1}{2}} \right) + \left(\frac{\text{保険料} \frac{1}{2}}{\text{免除月数} \times \frac{2}{3}} \right) + \left(\frac{\text{保険料} \frac{1}{4}}{\text{免除月数} \times \frac{5}{6}} \right)$$

$$\text{②} = \left(\frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数} \times \frac{1}{2}} \right) + \left(\frac{\text{保険料} \frac{3}{4}}{\text{免除月数} \times \frac{5}{8}} \right) + \left(\frac{\text{保険料} \frac{1}{2}}{\text{免除月数} \times \frac{3}{4}} \right) + \left(\frac{\text{保険料} \frac{1}{4}}{\text{免除月数} \times \frac{7}{8}} \right)$$

注：学生納付特例・若年者納付猶予の期間で追納がない期間は年金額に反映されない。

注：{ } 内が1以上になる人は満額支給になる。

※合算対象期間は分子に入れない。つまり、合算対象期間は年金額には反映されない。

【参考】生年月日により異なる加入可能年数

生年月日	加入可能月数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	300月（25年）
}	}
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	408月（34年）
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	420月（35年）
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	432月（36年）
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	444月（37年）
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	456月（38年）
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	468月（39年）
昭和16年4月2日以降	480月（40年）

■加給年金額

加給年金額は22万4,000円、昭和9年4月2日以降生まれの受給者には、通常
の加給年金に加え、配偶者の特別加算額が支給されます。

受給者の生年月日	① 加給年金	② 特別加算	①+② 配偶者加給
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	224,000円	33,000円	257,000円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	224,000円	66,100円	290,100円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	224,000円	99,200円	323,200円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	224,000円	132,200円	356,200円
昭和18年4月2日以降	224,000円	165,200円	389,200円

※報酬比例部分のみが支給される期間について加給年金は支給されません。
※②の特別加算は配偶者のみが加算の対象となり、子は加算の対象とはなりません。

6 振替加算

夫の老齢厚生年金または退職共済年金に加給年金が加算して支給されている場合、配偶者（妻）が65歳になると、配偶者自身の老齢基礎年金を受給できるので、年金受給者（夫）の加給年金は支給されなくなります。

ただし、配偶者自身が昭和41年4月1日以前生まれの場合は、配偶者の老齢基礎年金に、生年月日ごとに定められた額が加給年金に代わり、「振替加算」として加算されるようになります。

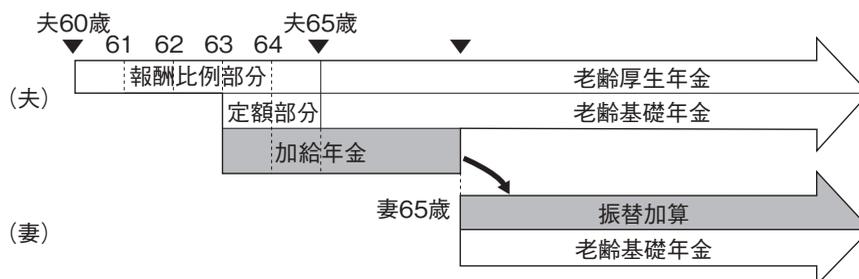
振替加算は、国民年金が強制加入となった昭和61年4月1日以前に国民年金に任意加入していない厚生年金や共済組合の被保険者の妻の年金額が少なくなってしまうことから設けられた制度です。

したがって、昭和61年4月1日以降に20歳となる昭和41年4月2日以降生まれの配偶者（妻）は40年納付による満額の老齢基礎年金を受給することが可能となるので、振替加算はありません。

なお、配偶者（妻）自身に厚生年金の加入期間が20年（中高齢の特例者は15～19年）以上あり、老齢厚生年金を受けるときにも振替加算はありません。

※振替加算の生年月日毎の金額は巻末早見表を参照してください。

【参考】振替加算の例



注1：加給年金の支給開始年齢は、定額部分の支給開始年齢と同じです。

注2：加給年金も振替加算も受給できる要件に男女の区別はなく、要件に該当していれば夫でも妻でも受給できます。上の図は、夫に加給年金が支給され、妻に振替加算が支給される設定です。

9 高年齢雇用継続給付と在職老齢年金の併給調整

60歳を過ぎて働いている人で、60歳以降の賃金が60歳到達時賃金と比較して75%未満に下がった人には雇用保険から高年齢雇用継続給付が行われます。給付率の上限は支給対象月の賃金額の15%です。

この高年齢雇用継続給付を受ける人は通常の在職老齢年金によって減額された年金から、更に支給停止額が減額されます。実際の支給停止額は次のように計算します。

●高年齢雇用継続給付の受給資格を満たした場合に標準報酬月額6%相当(上限)

ただし、受給している高年齢雇用継続給付の給付率が15%未満の人は、併給調整される割合が6%ではなく、その支給率に応じた減額率が適用されます。

■高年齢雇用継続給付計算式

(ア)支給対象月の賃金額が60歳到達時の賃金月額61%未満のとき

$$\text{給付額} = \text{支給対象月の賃金額} \times 0.15$$

(イ)支給対象月の賃金額が60歳到達時の賃金月額の61%以上75%未満のとき

$$\text{給付額} = -\frac{183}{280} \times \text{支給対象月の賃金} + \frac{137.25}{280} \times 60\text{歳到達前6ヵ月の平均賃金}$$

注：賃金と給付金の合計額の上限は34万1,542円（平成25年8月1日現在）で、この金額を超えると34万1,542円から支給対象月の賃金額を差し引いた金額が支給されます。

■高年齢雇用継続給付と在職老齢年金の併給調整の具体例

昭和28年2月2日生まれの場合

60歳時到達時賃金	40万円
現状賃金	24万円（標準報酬月額24万円） 1年以内の賞与120万円
総報酬月額相当額	24万円 + $\frac{120\text{万円}}{12\text{月}}$ = 34万円
老齢厚生年金額	120万円 基本月額10万円（120万円 ÷ 12月）

●高年齢雇用継続給付額

$$24\text{万円} \div 40\text{万円} = 60\% \text{（61\%未満）}$$

$$24\text{万円} \times 15\% = 3.6\text{万円}$$

●在職老齢年金支給停止額

$$(34\text{万円} + 10\text{万円} - 28\text{万円}) \div 2 = 8\text{万円}$$

●在職老齢年金調整額

$$24\text{万円} \times 6\% = 1.44\text{万円}$$

60歳時の収入

老齢厚生年金 10万円	停止	△8万円	在職老齢年金 0.56万円
	調整	△1.44万円	
雇用保険 賃金	3.6万円		収入
	24万円		27.6万円

月収入 28.16万円

(具体例)

夫（昭和43年4月10日生まれ）・平成25年4月20日死亡

●受給できる例

- ・昭和63年4月以降死亡月の前々月まで保険料すべて納付
- ・昭和63年4月から平成20年3月まで20年間保険料納付、直近は滞納でも、保険料納付済期間が全被保険者期間（24年11カ月）の3分の2以上あるので受給可能
- ・昭和63年10月から平成23年12月まで保険料滞納、しかし平成24年1月から死亡月の前々月まで1年間以上保険料納付の場合、（平成28年4月1日前に死亡した場合の特例）受給可能

4 遺族基礎年金の額（平成25年10月時点）

遺族基礎年金の基本額は、77万8,500円です。妻が受給する場合は子の加算が行われます。子の加算は1人目・2人目は22万4,000円、3人目以降は7万4,600円になります。

子どもの数と受給できる年金額をまとめると次のようになります。

■子のある妻の場合の遺族基礎年金額

子の数	基本額	子の加算	支給額（年額）
1人	77万8,500円	22万4,000円	100万2,500円
2人		44万8,000円	122万6,500円
3人		52万2,600円	130万1,100円

※3人以上は、1人につき7万4,600円加算

■子だけの場合の遺族基礎年金額

子の数	基本額	子の加算	支給額（年額）	1人当りの支給額
1人	77万8,500円	0円	77万8,500円	77万8,500円
2人		22万4,000円	100万2,500円	50万1,250円
3人		29万8,600円	107万7,100円	35万9,033円
4人		37万3,200円	115万1,700円	28万7,925円

5 死亡一時金

国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間と $\frac{1}{4}$ 免除期間の $\frac{3}{4}$ に相当する月数、半額免除期間の $\frac{1}{2}$ に相当する月数、および $\frac{3}{4}$ 免除期間の $\frac{1}{4}$ に相当する月数を合計して36カ月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに死亡した時に、生計を同じくしていた遺族に支給されます。受給できる遺族は次の通りです。

11 中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算

夫死亡時、40歳以上の子のない妻（40歳に達した時点で18歳に到達する年度末までの子と生計を同じくしている妻を含む）が中高齢寡婦加算を受給できます。

また、昭和31年4月1日以前に生まれた人は、65歳から中高齢寡婦加算に代わって経過的寡婦加算が受け取れます。

これは、過去において国民年金に任意加入していない会社員の妻の場合、65歳からの老齢基礎年金がかなり少額になってしまうため、その年金額の低下を補うために支給されるものです。

(1) 中高齢寡婦加算

遺族基礎年金は一般的に子どもが18歳に到達する年度末までの支給です。また、その年齢に該当する子どもがいない場合には最初から遺族基礎年金が支給されません。そのため受給額には大きな差が出ます。これを、埋めるために遺族厚生年金から「中高齢寡婦加算」が支給されます。

●中高齢寡婦加算が支給される要件とは

妻の要件

- ① 夫が死亡した当時、妻の年齢が40歳以上であること
- ② 40歳未満でも18歳に到達する年度末までの子（20歳未満で障害等級1級・2級に該当する子）と、妻が40歳に達したときに生計を同じくしていること

夫の要件

- ③ 夫が在職中に死亡したとき
- ④ 夫が厚生年金加入中の初診日より5年以内に死亡したとき
- ⑤ 1級・2級の障害厚生年金の受給者または受給権者である夫が死亡したとき
- ⑥ 厚生年金に20年以上（40歳以降15年～19年）加入している夫が死亡したとき

上記の妻の要件および夫の要件に該当する場合に、妻が40歳から（妻の年齢が40歳を超えているときは受給権を取得したときから）65歳に達するまでの間支給され、金額は58万3,900円（平成25年10月時点）です。

なお、夫の死亡当時18歳に到達する年度末までの子・20歳未満で障害等級1級・2級に該当する子のある妻は、その子とその該当年齢でなくなり、遺族基礎年金が受けられなくなった時点からの支給になります。

(2) 経過的寡婦加算

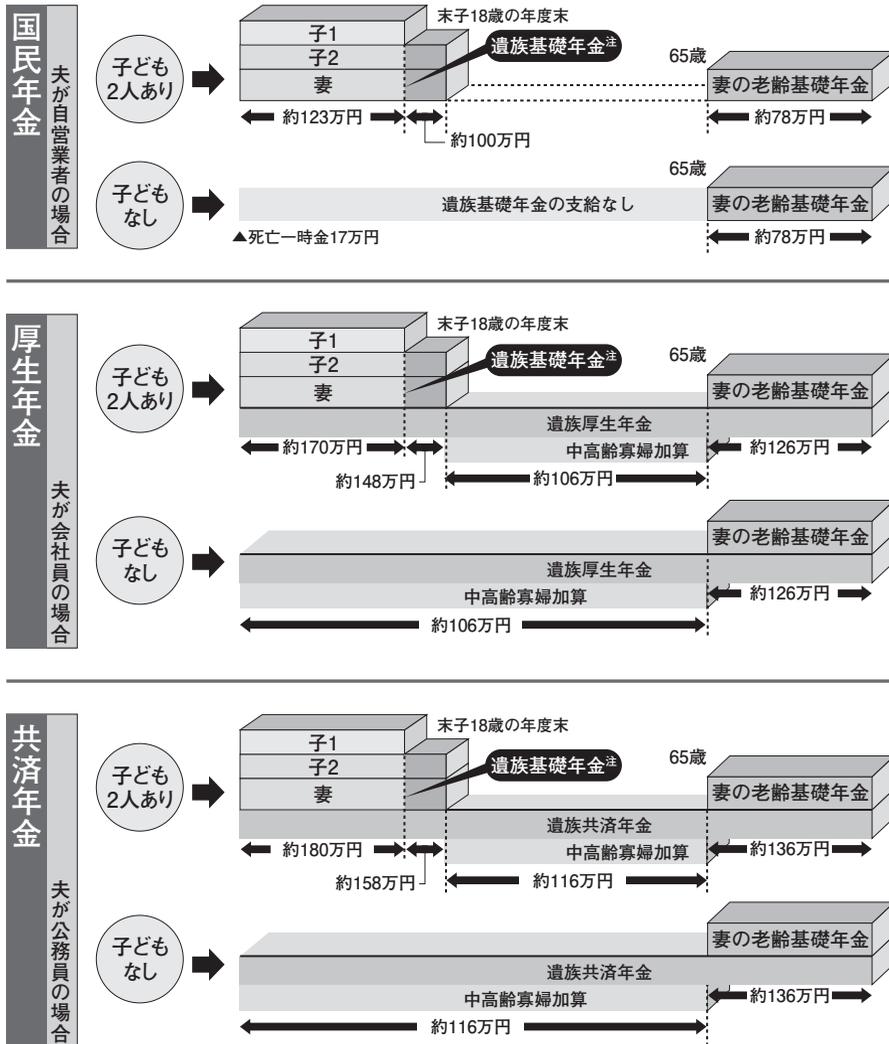
中高齢寡婦加算は、その妻が65歳になり自分の老齢基礎年金を受け取ることができるになると、その支給は打ち切られます。ただし、生年月日によっては自分の老齢基礎年金が少ない場合があります。それを埋めるため、「経過的寡婦加算」が加算されます。なお、経過的寡婦加算は、昭和31年4月2日以降に生まれた人には行われません。

※経過的寡婦加算の生年月日毎の金額は巻末早見表を参照してください。

■公的年金制度の「遺族給付」比較

計算条件

- ① 死亡した自営業者の夫(44歳)は、国民年金(第1号被保険者)に24年加入とする。
- ② 在職中に死亡した会社員(公務員)の夫(44歳)の平均標準報酬月額が30万円、加入期間を25年(300カ月)にみなして計算。賞与は年3.6カ月分。
- ③ 妻(43歳)は40年間国民年金に加入し、老齢基礎年金を満額受給するものとして計算。



注：遺族基礎年金は18歳の年度末までの子がいる妻、18歳の年度末までの子に支給される。事例は、妻が受給した場合の概算値。

Q8 姉（38歳）は、会社員だった夫を最近亡くしました。子どもがいない姉は、遺族年金はもらえないのでしょうか？ 姉の夫は18年厚生年金に加入していました。

A ■遺族厚生年金は受給できますが、中高齢寡婦加算は受給できませんので残念ながら年金額は少額となってしまいます。お姉さんのように38歳の方の場合、中高齢寡婦加算は平成19年3月末までは受給できましたが、現在は受給できません。遺族年金で最も注意すべきところです。

【参考】中高齢寡婦加算

平成19年3月までは被保険者期間中に、夫が死亡したときに支給される遺族厚生年金に付加される中高齢寡婦加算は、夫が死亡時に35歳以上で子がない妻、あるいは、妻が35歳になったとき遺族基礎年金の対象となる子がいる場合に妻に支給されました。

しかし、現在ではその判断年齢が40歳に引き上げられています。

つまり子供のいない妻が35歳～39歳の間に夫が死亡した場合は、以前は中高齢寡婦加算が40歳から支給されましたが、現在では中高齢寡婦加算は支給されません。

遺族厚生年金の中高齢寡婦加算は約58万円、月額5万円近くあり、設例の38歳の妻のケースですと、40歳から65歳まで25年間の累計で1,500万円ほど遺族厚生年金の受取額が少なくなります。これは夫が死亡後の妻の生活には無視できないほどの額です。

なお中高齢寡婦加算とそれに続く経過的寡婦加算の詳細については、P.59をご覧ください。

保険者期間の3分の2以上あることが必要です。

例えば、学生で20歳になった月から国民年金に加入して、3カ月後に交通事故で障害等級1級・2級の状態になったとき、3カ月間保険料を納付していた場合は、全加入期間（3カ月）すべてが保険料納付期間となり、3分の2の要件を満たすことになるので、障害基礎年金を受給できます。

なお、保険料滞納期間が全被保険者期間の3分の1を超えると、所定の障害状態に該当しても障害年金を受給することができません。

保険料納付要件の特例として、平成28年4月1日前に初診日がある傷病で所定の障害状態となった場合は、保険料納付済期間（保険料免除期間も含む）が全被保険者期間の3分の2以上なくとも、直近1年間に滞納がなければ保険料納付要件を満たしたことになります。ただし、この特例適用は初診日において65歳未満に限ります。

なお、共済年金に加入している間に初診日がある障害については、(1)(2)の要件を満たせば障害共済年金や障害一時金を受給でき、(3)の保険料納付要件は問われません。

3 障害給付の額

傷病のもととなっている初診日に、どの公的年金制度の被保険者であるかによって年金給付の内容が異なります。

例えば、長年勤めた会社を退職して、再就職するまでの間に初診日がある傷病によって所定の障害状態になった場合、厚生年金の加入期間が長くても「初診日において被保険者」と言えず、障害厚生年金は受給できません。

(1) 国民年金の障害給付の額

障害の状態が1級または2級の場合には、国民年金より障害基礎年金が障害の程度に応じて支給されます。

障害基礎年金の年金額は、年金（基本）額に受給権者により生計を維持されている18歳に到達する年度末までの子、または1・2級の障害状態にある20歳未満の子があるときは、加算されます。

■障害基礎年金の年金額

平成25年10月時点

等級	子の数	基本額	子の加算	支給額（年額）
1級	0人	97万3,100円	0円	97万3,100円
	1人		22万4,000円	119万7,100円
	2人		44万8,000円	142万1,100円
	3人		52万2,600円	149万5,700円
2級	0人	77万8,500円	0円	77万8,500円
	1人		22万4,000円	100万2,500円
	2人		44万8,000円	122万6,500円
	3人		52万2,600円	130万1,100円

注：子の数が3人を超えるときは、1人につき7万4,600円を加算

②(B)は物価スライド特例措置による従前額保障の計算式です。

$$\begin{aligned} & (B) \left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} + \right. \\ & \quad \left. \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数} \right) \times \\ & \quad 1.031 \times \text{スライド率} \end{aligned}$$

※(A)と(B)の平均標準報酬月額と平均標準報酬額は、賃金水準を置き換える再評価率が異なるため、金額は違うものとなります。

※スライド率についてはP. 17を参照してください。

被保険者期間が300月に満たない場合は、300月として計算します。この場合は、実期間で計算した年金額に $\left(\frac{300\text{月}}{\text{被保険者期間の月数}} \right)$ を乗じて計算します。

①	$(A) \times \frac{300\text{月}}{\text{全被保険者期間の月数}}$
②	$(B) \times \frac{300\text{月}}{\text{全被保険者期間の月数}}$

- 障害等級1級の場合は、基本額で計算されたものを1.25倍にし、配偶者加給年金も要件を満たせば加算されます。
 - 障害等級2級の場合は基本額で計算されたものに、要件を満たせば配偶者加給年金が加算されます。
- 厚生年金の独自給付である3級の場合は、最低58万3,900円が保障されています。また、給付乗率は生年月日による読み替えは行われません。

(3) 厚生年金独自の障害手当金

厚生年金の加入中に、障害の原因となる病気やケガの初診日があり、その初診日から5年以内に治ったものの、その後も3級より程度は軽い一定の障害が残った場合に障害手当金が支給されます。

障害手当金の額は、障害厚生年金の額の計算により算出した額の100分の200に相当した額になりますが、最低額115万200円は保障されています。

(4) 共済組合の障害給付の額

共済組合に加入している間のケガや病気により障害が残った場合に、厚生年金保険とほぼ同じ内容の給付を行っています。年金給付を障害共済年金、一時金給付を障害一時金といいいます。

しくみは障害厚生年金と同じですが、障害共済年金には職域年金が含まれるため、年金額は障害厚生年金より多くなります。

年金記録問題と ねんきん定期便

1 年金記録問題について

公的年金については、平成9年1月に全国民に対し基礎年金番号が配番され、1人が1つの年金番号ですべての情報を記録するように管理されています。しかし、それ以前は、

- 転職の度に新規に記号番号が配番され、1人が複数の年金番号を持つことができた
- 年金記録をコンピューター管理する際に氏名の読み仮名が分からないもの、あるいはよく確認をしないで間違った読み仮名をつけ、本人と全く違う記録を作ってしまった

などの理由で多くの記録漏れが発生し、平成19年頃には基礎年金番号に統合されてない年金記録が5,000万件あるという状態が判明しました。

そこで国はその記録の整理統合作業を進め、平成19年の後半から平成21年にかけて全国民にねんきん特別便を送付し、国民に年金記録の確認を促す等、その解決に努めました。

この作業や啓蒙活動等により宙に浮いた記録は相当数整備されましたが、すべてを解決するにはまだ遠く、まだ相当数の記録が整理されなければならない状態として残っています。

※平成25年6月時点で、解明作業中又はなお解明を要する記録がまだ約2,134万件残っています（日本年金機構HPより）。

(注意点)

記録の解明が進まない状態であるということは、「記録の漏れ」があるがそれに気付いていない、又は気付いていても何もしていない人が多くいることを意味します。年金記録に疑問がある場合には加入期間の調査を依頼することが大切です。

